

個人情報の利用目的

＜当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします＞

1. 業務内容

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）

2. 利用目的

当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用いたします。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込みの受付のため
- ② 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ③ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ④ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑤ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため（注１）
- ⑦ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため（注２）
- ⑨ お客さまとの契約や法令等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑪ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑫ お客さまに対し、お取引内容、お預り残高などの報告を行うため
- ⑬ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑭ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（注１）銀行が販売する金融商品も多種・多様化しており、投資信託・保険等のリスクある商品を販売する場合は、お客さまの属性の把握、金融資産の所有状況、リスクが顕在化した場合の状況等を確認のうえ、販売の妥当性について判断することが義務づけられております。その判断にあたって、お客さまから申込書類に記載いただきました内容（情報）を確認させていただくものです。

（注２）当行が公共料金その他の口座振替や給与振込の委託を受けた場合、口座振替開始時の口座の確認、給与振込初回振込時の口座の事前確認などを行い、委託された業務を間違いなくお取扱するために、記載された情報を確認させていただくものです。

なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- * 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- * 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

以上

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意のお願い

私（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合には、各種預金取引その他の取引、当行が提供する各種サービス等が停止され、または通知により解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋 等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上